

# 佐賀県高等学校体育連盟事務局規程

昭和52年4月1日改正  
昭和54年4月1日改正  
平成元年4月1日改正  
平成7年4月1日改正

平成10年4月1日改正  
平成12年4月1日改正  
令和4年3月25日改正  
令和8年3月13日改正

第1条 この規程は本連盟規約第2条に基づき事務局について定めるものである。

第2条 事務局は当分の間、佐賀東高等学校内におくものとする。

第3条 この事務局の構成は次のとおりとし、職員は会長が任命する。

- (1) 事務局長 1名（原則として理事長がこれに当る）
- (2) 事務局次長 1名（原則として事務局校の理事がこれに当る）
- (3) 事務局職員 若干名

第4条 事務局長は会長の指示に基づき、規約及び理事会並びに常任理事会の決議事項について事務を執行統括し、必要書類の作成保存をなすものとする。

第5条 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。

第6条 事務局はこの規程第4条に基づき、次の事項について事務を処理するものとする。

- (1) 諸会議の開催
- (2) 県内他団体及び県外関係団体との連絡
- (3) 各専門委員会及び加盟校との連絡及び調査
- (4) 総合体育大会等の企画及び運営
- (5) 加盟金その他の徴収、諸費用の支弁
- (6) その他特に必要と認められるもの

第7条 事務局は前条の事務を処理するため、別表（1）の帳簿を備え付け保存するものとする。

第8条 事務局は毎年度下記事項について報告書を作成し、加盟校に報告するものとする。

- (1) 諸規約
- (2) 役員表
- (3) 諸行事表
- (4) 会議録抜粋（全国、九州高体連理事会の必要事項）
- (5) 予算及び決算書（監査所見を付ける）
- (6) その他必要事項

第9条 事務局職員及び雇員に以下の謝金及び給料を給する。

事務局所在の学校の雇員給料を参考として理事会で決定する。但し会長は必要に応じて臨時手当を支給することができる。

第10条 本連盟内規第12条に基づき、一般会計並びに特別会計の支出について次のとおり定める。

- (1) 一般会計並びに特別会計の支出については、原則として佐賀県財務規則に準ずるものとする。

- (2) 目に不足が生じた時は、その項内の流用を認める。
- (3) 予備費の支出については、あらかじめ常任理事会及び理事会に図るものとする。緊急の場合は、会長が専決できるものとし、その結果を常任理事会及び理事会に報告し、承認を得るものとする。
- (4) 特別会計は、次に掲げる各項について支出できるものとする。
- ①本連盟主催大会の開催に必要な経費が不足を生じたとき、または、その不足が明らかになったとき。
  - ②慶弔規程に定めのない慶弔に必要な経費。
  - ③その他会長が必要と認める経費。
- (5) (4)については、あらかじめ常任理事会及び理事会の承認を得るものとする。緊急の場合は、会長が専決できるものとし、その結果を常任理事会及び理事会に報告し、承認を得るものとする。

第11条 本連盟において購入した備品は備品台帳に記入し監査を受けるものとする。

別表(1)

番号	帳簿名	取扱者	保存期間
1	諸規約書	庶務	永久
2	役員名簿綴	〃	〃
3	会議録	〃	10年
4	発来信文書(県外)	〃	3年
5	発来信文書(県内)	〃	5年
6	大会記録綴(県外)	〃	永久
7	大会記録綴(県内)	〃	〃
8	金銭出納簿	会計	10年
9	信憑書類綴	〃	5年
10	備品台帳	〃	永久
11	その他必要と認められるもの	庶務	